

富山市上下水道局告示第65号

入札公告

次のとおり建設工事の条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について（平成23年富山市上下水道局告示第242号）による。

令和3年5月10日

富山市上下水道事業管理者 西田 政司

工 事 名	富山公共下水道豊田処理分区下赤江町一丁目地区人孔蓋改築工事	
工 事 場 所	富山市下赤江町一丁目地内	
工 事 番 号	公共18	
工事完成期限	令和3年9月30日	
工 事 概 要	人孔蓋取替工事 62箇所	
入 札 方 式	条件付き一般競争入札 総合評価落札方式（簡易型Bタイプ） この入札は、入札価格と入札価格以外の技術的な要素を総合的に評価する総合評価落札方式による。	
予 定 価 格	18,300,000円 （消費税及び地方消費税額を含まない。）	
審 査 基 準 日	入札参加資格の審査は、令和3年5月21日現在の事実を持って行うものとする。	
入 札 参 加	地 域	主たる営業所が富山市の区域内にあること。
	業 種	土木
	総合点数等	入札参加資格決定通知書で通知された土木工事の総合点数が710点以上900点未満であること。

資格	施工実績	平成18年4月1日以降に官公庁等発注の下水道管渠（汚水）築造工事の元請として、この工事の予定価格の3割以上の金額の施工実績があること。
	配置技術者	<p>1 2級土木施工管理技士（土木）と同等以上の資格を有する者（以下「2級土木施工管理技士（土木）等」という。）を配置できること。</p> <p>2 契約時において、他の工事の専任技術者でないこと。ただし、平成26年2月3日付け国土建第272号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」により、建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いの適用（以下「専任等の当面の取扱いの適用」という。）を受けることができる場合は、この限りでない。</p>
	調査基準 価格を下 回る価格 で契約を 締結する 場合の配 置技術者	2級土木施工管理技士（土木）等を専任で配置することとし、その配置技術者は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所ごとに専任で配置する技術者（当該工事の業種以外の業種の技術者を含む。）でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用については認めない。
	その他	<p>次の各号の工事の入札の落札者は、この入札の落札者となることができない。</p> <p>（1）富山公共下水道豊田処理分区豊田町二丁目地区人孔蓋改築工事</p> <p>（2）富山公共下水道豊田処理分区下赤江町二丁目地区人孔蓋改築工事</p>
入札及び契約 を担当する課	富山市上下水道局契約出納課 FAX番号 076-432-8635	
契約条項等の 閲覧期間	令和3年5月10日から同月21日まで （日曜日、土曜日及び休日を除く。）	

設計図書に対する質問期間	令和3年5月10日から同月17日まで
質問に対する回答期限	令和3年5月19日

総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価の方法

ア 総合評価の方法は、次の式により算出して得られる数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \\ &= (\text{標準点} + \text{技術加算点}) \div \text{入札価格} \end{aligned}$$

(注) 入札価格の単位は、100万円とし、評価値の有効数字は、5桁とする。(6桁目の数字を四捨五入)

イ 標準点とは、100点を満点とし、要求する要件を最低限満たしている技術提案等について与える点数をいう。

ウ 技術加算点とは、15点を満点とし、(2)の評価項目及び評価基準により算出される点数の合計(90点満点)を、次の式により15点満点に換算した点数をいう。

なお、技術加算点は、小数点第三位を四捨五入し、小数点第二位止めとする。

$$\begin{aligned} \text{技術加算点} &= \text{各企業の点数} \times \text{技術加算点の満点} \\ &\quad \div \text{配点点数の満点} \end{aligned}$$

(2) 評価項目及び評価基準

ア 企業の施工能力

評価項目	評価内容	評価基準	配点	備考
企業の施工能力	過去一定期間の土木工事の実績の有無 (原則として市発注工事)	あり	10点	(1) 一定期間とは、平成29年4月1日から申請日までの期間をいう。 (2) 工事の実績の有無は、一定期間に完成した工事の有無とする。 (3) 契約額が300万円未満の工事は、実績と認めない。 (4) 市発注工事の実績がない場合は、国土交通省、農林水産省若しくは林野庁(以下、これらを総称して「国」という。)又は県が発注した市内工事を認める。
		なし	0点	この場合、期間については、平成29年4月1日から令和3

				年3月31日までとし、契約額が500万円未満の工事は実績と認めない。
工事成績	過去一定期間の工事成績評定点の平均点（注1） （原則として市発注工事）	80点以上	15点	(1) 平成29年度から令和2年度の土木工事の工事成績を平均したものとする。 (2) 市発注工事の実績がない場合は、国又は県が発注した市内工事を認める。この場合、期間については、平成29年4月1日から令和2年3月31日までとする。
		80点未満 75点以上	10点	
		75点未満 70点以上	5点	
		70点未満	0点	
優良表彰	過去一定期間に、同種の優良工事表彰の有無	知事賞、部長賞、最優秀賞	10点	土木工事に関して、令和元年度又は令和2年度に富山県建設優良工事等（注2）の表彰を受けたことがあるものとする。（ただし、最優秀賞、優秀賞及び良賞は、富山市内で施工された工事に限る。）
		優秀賞・良賞	5点	
		なし	0点	
配点計			35点	

- 注1 工事成績評定点の平均点は、小数第一位を四捨五入して得られる整数により加点する。
注2 富山県建設優良工事等とは、富山県建設優良工事（土木部又は農林水産部）、富山土木センター管内優良土木工事、立山土木事務所管内優良土木工事又は富山農林振興センターの表彰である。

イ 配置予定技術者の能力

評価項目	評価内容	評価基準	配点	備考
配置予定技術者の能力	主任（監理）技術者の保有する資格	1級国家資格者又は技術士	10点	1級国家資格者と同等の能力を有すると認められるもの（国土交通大臣特別認定者）を含む。
		上記資格なし	0点	
		配点計	10点	

※申請時において、配置予定技術者を特定できない場合は、複数の技術者について技術資料様式4の提出を認める。この場合、各評価項目の合計点数が最も低い者の合計点数をもって配点する。

ウ 企業の地域性・社会性

評価項目	評価内容	評価基準	配点	備考
企業の地域性・社会性	災害協定への参加の有無	あり	10点	富山市と「災害時における応急対策業務に関する協定」等を締結している欄外に記載の協会等の会員であること。
		なし	0点	

除雪協力	過去2か年度の受託実績の有無	道路又は歩道除雪の機械と操作者の提供(2年)	20点	過去2か年度とは、入札公告日の属する年度及びその前年度とする。(ただし、入札公告日が11月30日以前の場合は、入札公告日の属する年度の前2か年度とする。)
		道路又は歩道除雪の機械と操作者の提供(1年)及び道路又は歩道除雪の操作者の提供(1年)	15点	
		道路又は歩道除雪の操作者の提供(2年)	10点	
		道路又は歩道除雪の機械と操作者の提供(1年)		
		道路又は歩道除雪の操作者の提供(1年)	5点	
		なし	0点	
浸水対策協力	入札公告日の属する年度の前年度における雨水幹線巡視業務又は低地排水業務の出動及び緊急対応訓練参加実績の有無	出動及び緊急対応訓練参加実績あり	10点	
		緊急対応訓練参加実績あり	5点	
		なし	0点	
チーム富山市	温暖化防止に取り組む「チーム富山市」の参加	参加	5点	富山市環境部環境政策課がCO2削減の施策として企画している「チーム富山市」への参加の有無
		不参加	0点	
配点計			45点	

- ・災害時における応急対策業務に関する協定(富山市建設業協会)
- ・災害時における応急活動の協力に関する協定(富山市管工事(協))
- ・大規模災害における建築物等の解体撤去の実施に関する協定((社)富山県構造物解体協会)
- ・災害時における応急対策業務に関する協定(富山市電業協会)
- ・災害時における応急対策業務に関する協定((社)斜面防災対策技術協会富山支部)
- ・災害時における応急対策業務に関する協定(富山県地質調査業協会)
- ・災害時における応急対策業務に関する協定(富山造園業協同組合)
- ・災害時等における廃棄物の処理に関する協定(富山市一般廃棄物収集運搬業協会)
- ・災害時における応急対策業務に関する協定(富山県電気工事工業組合)
- ・地震災害時における被災建築物の応急対策活動の協力に関する協定(富山県建築士事務所協会)

提出書類	<p>入札の際、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について4（1）ア、イ、ウ、エ及びオに掲げる提出書類のほか、富山市上下水道局公共工事総合評価落札方式試行要領の技術資料様式第3号及び第4号に表紙（技術資料様式第6号）をつけて、電子入札システムで提出すること。</p> <p>※技術資料様式第3号の「施工実績」について、CORINSに未登録の場合は、契約書等の写しを入札書の受付締切日時までに、持参又はFAXで富山市上下水道局契約出納課へ提出すること。</p>
入札の方法	富山市電子入札システムによる電子入札
入札書の受付締切日時	令和3年5月21日午後5時00分
開札日時及び場所	<p>令和3年5月25日午前9時30分から</p> <p>富山市上下水道局2階第3会議室</p>
調査基準価格	有（失格基準を適用する。）

<p>落札者の決定方法</p>	<p>(1) 落札者は、次の要件を満たす入札参加者のうち、評価値が最も高い者とする。</p> <p>ア 入札価格が予定価格を超えていないこと。</p> <p>イ 評価値が、次の式により算出して得られる基準評価値を下回っていないこと。</p> <p>基準評価値 = 100点(標準点) ÷ 予定価格 (単位：百万円)</p> <p>(2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とする。</p> <p>(3) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合には(1)及び(2)の規定にかかわらず、富山市上下水道局低入札価格調査制度実施要領に基づく審査を行い、落札者を決定する。</p> <p>(4) 総合評価方式の試行対象工事であるこの入札については、入札心得のうち、落札者の決定に関する規定は、適用しない。</p>
<p>工事代金支払条件</p>	<p>前金払 有 部分払 有</p>
<p>その他</p>	<p>(1) 入札参加申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類(以下「申請書等」という。)の作成に要する費用は、申請者の負担とする。</p> <p>(2) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。</p> <p>(3) 提出された申請書等は、返却しない。申請書等の差替えは認めない。</p>

(宛先) 富山市上下水道事業管理者

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

下記工事の技術提案資料を提出します。なお、添付の資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

工 事 番 号 :

工 事 名 :

配置予定技術者の能力

工事名: _____ 会社名: _____

配置予定技術者の 従事役職・氏名	〇〇技術者 〇〇 〇〇	
法令 によ る資 格	資格名	
	取得年月日	
	登録番号	
同種 工事 の施 工実 績	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	工期	
	契約金額(円)	
	受注形態	単体/JV
	従事役職	主任技術者、監理技術者等
	工事概要	
	CORINS登録 の有無	有(CORINS登録番号)・無

- 注) 1 法令による資格欄には、総合評価で評価される一級国家資格又は技術士の資格について記載してください。
- 2 資格者証の写しの添付は、必要ありません。
- 3 施工実績工事の内容はCORINSにて確認しますが、CORINSに未登録の場合は、契約書、一般図等、施工実績工事の内容が的確に判断できる必要最小限度の資料を、入札書の受付締切日時までに、持参又はFAXで提出してください。 FAX:076-432-8635
- 4 簡易型Bの場合、「同種工事の施工実績」については、記入する必要はありません。
- 5 申請時において、配置予定技術者を特定できない場合は、複数の技術者について提出を認めます。この場合、各評価項目の合計点数が最も低い者の合計点数をもって配点します。
- 6 低入札に伴う担当技術者(追加配置技術者)としての工事実績は、対象外とします。